

議案第39号

志摩市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

志摩市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年3月6日提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

志摩市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年志摩市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当

第11条第2項中「840円」を「1,080円」に改め、第11条第3項中「特殊勤務手当」の次に「及び次条に規定する災害地に派遣する職員の特殊勤務手当」を加える。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(災害地に派遣する職員の特殊勤務手当)

第12条 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合に、市の区域以外の地域において、災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した職員に支給する。

この場合において、支給対象となる地域及び期間は、市長がその都度定める。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき1,080円を超えない範囲内において市長が定める。

3 第1項の手当を支給するときは、第3条から第6条まで及び第10条に規定する特殊勤務手当は支給しない。

附則中第3項の前の見出し、同項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、附則に次の見出し及び2項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

4 職員が特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。

5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。